

事 務 連 絡

平成20年4月11日

都道府県後期高齢者医療制度主管課（部）御中
都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

厚生労働省保険局
総務課高齢者医療企画室

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者の資格情報の提供等について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、制度が施行されたところですが、「医療機関において被保険者証を持参せずに受診した者の資格情報を市町村に求めたが、個人情報保護を理由に提供されず、本人が医療費の全額を負担した事例」、「本人が住民票と異なる住所に所在するなどの理由で被保険者証が届かない事例」が発生しています。

については、速やかに、被保険者一人ひとりが、安心して医療の提供を受けられるよう、下記のとおり取り扱われますよう、お願いいたします。

なお、都道府県においては、管内の市（区）町村へのご周知をお願いいたします。

記

1 医療機関等への資格情報の提供

医療機関等からの資格確認の照会については、本人の同意を得た上で情報を提供するなど各地方自治体の個人情報保護条例等の範囲内で可能な対応を図ること。

2 被保険者証が届かない場合の所在の確認

職員による電話、訪問に加え、自治会等の地域組織の協力や市町村の福祉担当課を通じて民生委員に照会するなどの方法により本人の所在を確認すること。

(連絡先)

厚生労働省保険局高齢者医療企画室

担当：中村、木野知

(03) - 5253 - 1111

(内3192)

メール：kinochi-yutaka@mhlw.go.jp